

令和7年度滋賀県電子処方箋の活用普及促進事業費補助金
よくある質問(Q&A) R7.7.2

もくじ

- Q1 補助金の交付申請を郵送等で行うことは可能か。
- Q2 施設の種別(大規模病院、病院、診療所、薬局)の違いは何か。
- Q3 どのような経費が補助対象となるのか？
- Q4 補助対象事業の区分が分からないがどうすればよいのか。
- Q5 (1)電子処方箋管理サービスの初期導入と(2)電子処方箋の新機能の導入を別々に行った場合、それぞれについて、県補助金の交付申請を行うことができるか。
- Q6 複数の施設について県の補助金の交付申請を行う場合、jGrants の ID(G ビズ ID)はそれぞれの施設について取得しなければならないか。
- Q7 昨年度交付を受けた令和6年度滋賀県電子処方箋の活用普及促進事業費補助金の補助対象区分を確認したい。

Q1 補助金の交付申請を郵送等で行うことは可能か。

A1 県の補助金では、デジタル庁の補助金申請システム「jGrants」を用いた申請のみ受け付けますので、これ以外の方法(紙申請)の受付はございません。御協力をお願いします。

Q2 施設の種別(大規模病院、病院、診療所、薬局)の違いは何か。

A2 施設の種別は以下のとおりです。

- (1) 大規模病院(病床数200床以上)病床数は許可病床数を指します。
- (2) 病院(病床数200床未満)
- (3) 診療所(医科、歯科)
- (4) 薬局

ICT基金の補助金では、「大型チェーン薬局(グループで処方箋の受付が月4万回以上の薬局)」と「薬局(大型チェーン薬局以外)」に区分が分かれていますが、県の補助金では大型チェーン薬局とその他薬局で補助率および補助限度額が同じであるため、施設の種別は「薬局」のみとしています。

Q3 県の補助金について、どのような経費が補助の対象となるのか？

A3 ICT基金の補助金と同じです。詳しくは、「社会保険診療報酬支払基金の電子処方箋管理サービス等関係補助金の申請について」のホームページを御確認ください。

さい。

https://iryohokenjyoho.service-now.com/csm?id=kb_article_view&sysparm_article=KB0010040

なお、電子処方箋関係補助金については、電子処方箋管理サービスを導入するために発生した費用が対象となるため、導入後に発生した費用(ランニングコスト・修理費用含む)は補助金交付対象外となります。

Q4 補助対象事業の区分が分からないがどうすればよいか。

A4 県の補助金の事業区分は、ICT基金補助金の交付申請時に選択した申請区分と同一としてください。社会保険診療報酬支払基金から交付される交付決定通知書の題目(タイトル)により、申請区分を確認することができます。

ICT 基金補助金交付決定通知書の題目		県の補助金事業区分
「電子処方箋管理サービスの導入に必要なとなる端末の購入等に係る補助金交付決定通知書」	⇒	交付要綱制定後にお示しします。
「電子処方箋管理サービスの導入に必要なとなる端末の購入等に係る補助金交付決定通知書(初期導入のみ)」		
「電子処方箋管理サービスの新機能の導入に必要なとなるシステム改修等に係る助成金交付決定通知書」	⇒	交付要綱制定後にお示しします。
「電子処方箋管理サービスの導入に必要なとなる端末の購入等に係る補助金交付決定通知書(初期導入と新機能の同時導入)」	⇒	交付要綱制定後にお示しします。

Q5 (1)電子処方箋管理サービスの初期導入と(2)電子処方箋の新機能の導入を別々に行った場合、それぞれについて、県補助金の交付申請を行うことはできるか。

A5 それぞれの費用について、ICT基金補助金の交付決定通知を計2通受けているのであれば、県補助金の交付申請もそれぞれ申請することが可能です。

Q6 複数の施設について県の補助金の交付申請を行う場合、jGrants の ID(G ビズ ID)はそれぞれの施設について取得しなければならないか。

A6 同一の事業者が一括して複数の施設について県補助金の交付申請を行う場合、jGrants の ID(G ビズ ID プライム)が1つあれば全ての施設を一括して交付申請

が可能です。

この場合、システム上の施設に関する入力には代表施設1施設について入力し、経費精算書(様式別記第1号)に代表施設を含むすべての施設を記入してください。

Q7 昨年度交付を受けた令和6年度滋賀県電子処方箋の活用普及促進事業費補助金の補助対象区分を確認したい。

A7 jGrants のマイページから申請を行った事業を一覧で確認することができます。